

令和4年度「読書活動推進事業」審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画提案書に基づき審査を行い、各評価項目の得点合計が高いものを採択案件に決定する。

なお、審査の結果、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価を除く12評価項目の得点合計が24点以上（1項目の得点平均が2点以上）の企画提案書を採択の対象とする。

2 審査方法

企画提案書に基づき、文部科学省に設置された「事業審査委員会」において書類選考による審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることもある。

3 評価項目

(1) 事業実施主体に関する評価

- ①事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②事業の趣旨に基づき、関係団体や有識者等と必要な連携が取れる体制が整っていること。
- ③業務管理を適切に遂行できる体制・マネジメント力を有していること。
- ④本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。

(2) 事業内容に関する評価

- ①事業の目的・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ②事業実施による成果に基づき、継続性や発展性が期待できること。
- ③事業の新規性が高く、波及効果が見込めること。
- ④事業の趣旨に対して過大な予算規模となっていないこと。
- ⑤企画提案を踏まえて妥当な経費を計上した予算が組まれていること。
- ⑥事業成果を効果的に分析する取組が示されていること。
- ⑦事業成果を効果的に普及する取組が示されていること。
- ⑧事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

4 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。3(1)(2)にかかる評価は各評価項目について次の評価基準による段階評価とし、3(3)にかかる評価は別表のとおり決定する。

技術審査委員会の各委員が評価した結果の平均を各評価項目の得点とし、その合計を該当提案者の得点とする。

〔評価基準〕

（大変優れている＝5点 優れている＝4点 適当＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点）

〔別表：評価基準〕

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1)①	5	5	4	3	2	1
(1)②	5	5	4	3	2	1
(1)③	5	5	4	3	2	1
(1)④	5	5	4	3	2	1
(2)①	5	5	4	3	2	1
(2)②	5	5	4	3	2	1
(2)③	5	5	4	3	2	1
(2)④	5	5	4	3	2	1
(2)⑤	5	5	4	3	2	1
(2)⑥	5	5	4	3	2	1
(2)⑦	5	5	4	3	2	1
(2)⑧	5	5	4	3	2	1
(3)①	4	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） ＝0.9点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） ＝1.7点 ・認定段階3＝2.6点 ・プラチナえるぼし認定＝4点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） ＝0.4点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） ＝0.9点 ・トライくるみん認定＝1.7点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.7点 				

	<ul style="list-style-type: none">・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.7点・プラチナくるみん認定＝4点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none">・ユースエール認定＝1.7点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>
--	--